



静労発基1118第1号
令和6年11月18日

労働災害防止団体の長 殿
関係団体の長 殿

静岡労働局長



令和6年度静岡年末年始無災害運動の実施について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、静岡県内では令和6年10月末現在において労働災害により14人もの尊い命が失われています。このうちはさまれ、巻き込まれにより死亡した労働者が6人、次いで墜落、転落により死亡した労働者が3人と昨年同様、この2つの事故の型を起因とした事故で多くの労働者の方々の命が失われています。休業4日以上之死傷者数は10月末現在3,657人と前年同期に比べ423人(10%)減少していますが、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、75人(2%)増加しています。このうち、転倒災害については、10月末現在の死傷者数は825人と前年同時期に比べ15人(2%)減少しているものの、全死傷者数の24%と多くを占めており、前年度の同運動期間中の転倒災害による死傷者数は168人と昨年同様全死傷者数の29%を占め、年末年始に転倒災害が増加する傾向にあります。

このような状況において、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の3つの労働災害防止を重点実施事項として、

『違和感を見過ごす先に危険アリ、年末年始の安全行動。』

をスローガンに、「令和6年度静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、会員事業場と共に本運動を積極的に展開して頂きますようお願い申し上げます。

なお、同封しました年末年始無災害運動のポスターの掲示等につきましても重ねてお願い申し上げます。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/anzen/nenmatsu_2024.html



令和6年度

静岡年末年始無災害運動

運動期間/令和6年12月1日～令和7年1月15日

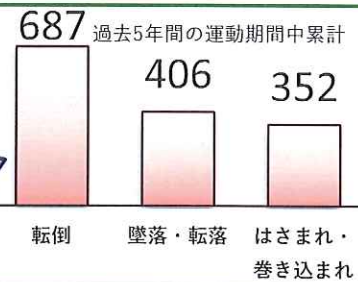
違和感を見過ごす先に危険アリ、 年末年始の安全行動。

『令和6年度スローガン 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 清水支部（東海埠頭株式会社 防除部） 西方英二さん』

△重点実施項目▽

- ☆転倒災害の防止「静岡労働局 むかつけ運動」
- ☆墜落・転落災害の防止
- ☆はさまれ・巻き込まれ災害の防止
- ☆非定常時作業における災害の防止

県内では転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれの順に多く、この3つで全体の50%以上を占めています。



▽共通対策△

- (1) 経営トップの参加の下に、職場巡視による総点検の実施
- (2) 4 S（整理、整頓、清掃、清潔）活動の徹底
- (3) 非定常作業における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- (4) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進



令和6年1月～10月の状況

死傷者数 3,657人

うち新型コロナウイルス感染症によるもの 275人

(前年同期 4,080人)

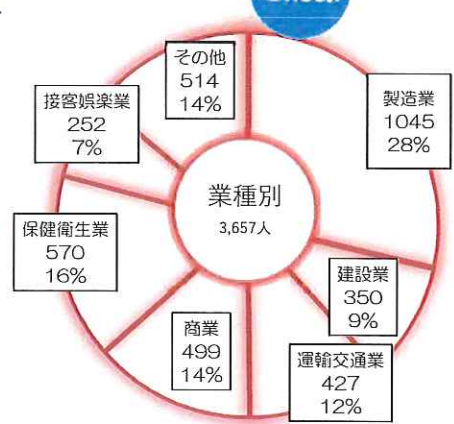
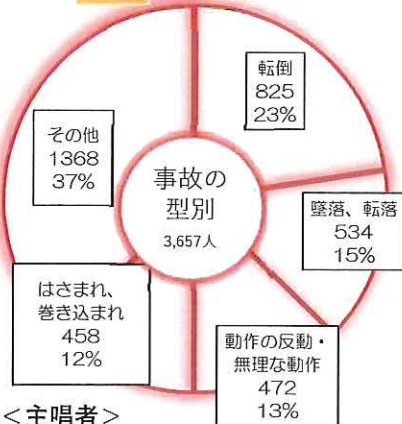
(うち新型コロナウイルス感染症によるもの 773人)

死亡者数 14人

うち新型コロナウイルス感染症によるもの 0人

(前年同期 21人)

(うち新型コロナウイルス感染症によるもの 1人)



<主唱者>

静岡労働局、労働基準監督署、(公社)静岡県労働基準協会連合会、県内各労働基準協会、建設業労働災害防止協会 静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会 静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部清水支部、(一社)日本ボイラ協会 静岡支部、(一社)日本クレーン協会 静岡支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会 静岡県支部、(独)労働者健康安全機構 静岡産業保健総合支援センター、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 静岡支部

年末年始は無災害に向けて以下の取組を行いましょ！

STOP！転倒災害

詳しくは、静岡労働局ホームページをご覧ください

「静岡労働局 めかづけ運動」⇒

検索

めかづけ運動

- **ぬ**れた場所：床面の水、汚れ（油、粉など）等を取り除き、床の凹凸や段差などはなくしましょう。
- **か**いだん：滑り止めの設置を行い、通行する場合は手すりを利用しましょう。
- **か**たづけ：物の置き場所を定め、歩行場所には物を放置しないようにしましょう。
- **運**動：ストレッチや転倒予防体操などの運動を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！
- 作業に適応した、滑りにくく、安定した履物を着用しましょう。
- 転倒危険場所には、注意喚起のステッカーなどを貼りましょう。「見える化」
- 高年齢労働者に配慮した作業環境を整えましょう。
- 身体的能力セルフチェック、エクササイズなどにより、身体機能の維持、向上を図りましょう。
- 転倒災害の約6割が女性で、内8割以上が40代以上であり、約6割が休業1月以上であることに注意しましょう。



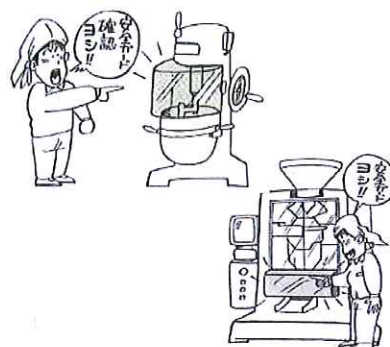
STOP！墜落・転落災害

- はしご、踏み台、脚立は、正しい方法で使用しましょう。
- 高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設けましょう。
- トラック等での荷役作業時には、保護帽（墜落時保護用）を着用しあご紐も確実に締めましょう。
- 高所での作業は、保護帽及び墜落制止器具を使用しましょう。



STOP！はさまれ・巻き込まれ災害

- 機械危険な部分には、安全ガード（覆い、蓋、囲いなど）や安全装置などを設けましょう。
- 機械の清掃時、異物を取り除く時、調整時などでは、必ず機械を停止させてから行いましょう。
- 非正常時の作業などでは、作業開始前に作業の手順をしっかりと確認し、機械の運転再開時は合図を定めるなど、作業者間の調整を事前に行いましょう。
- フォークリフトによる作業などでは、接触する危険のおそれがある場所への労働者の立入を禁止しましょう。



年末には機械等設備の停止や事業場内の掃除、年始には機械等設備の起動、また年末年始の期間中に行う定期修理作業等、年末年始の期間には通常作業とは異なる「**非正常時作業**」を行う機会が多くなります。

まずは、基本に立ち返り、「作業方法が安全なものとなっているか?」「定められた作業方法通りの作業が行えているか?」などを確認しましょう。